

## 議案第 3 号

### 君津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市道路占用料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

#### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率が、8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、使用料等の額の適正化を図るため、君津市道路占用料条例（昭和 46 年君津市条例第 36 号）、君津市都市公園条例（昭和 47 年君津市条例第 14 号）、君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年君津市条例第 1 号）、君津市行政財産使用料条例（昭和 51 年君津市条例第 33 号）、君津市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年君津市条例第 9 号）、君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）、君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成 2 年君津市条例第 3 号）、君津市立公園の設置及び管理に関する条例（平成 5 年君津市条例第 21 号）、君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例（平成 6 年君津市条例第 15 号）、君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 6 年君津市条例第 23 号）、君津市法定外公共物の管理に関する条例（平成 13 年君津市条例第 3 号）、君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 14 年君津市条例第 5 号）、君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 5 号）及び君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 25 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(君津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 君津市道路占用料条例(昭和46年君津市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの目中「64円」を「66円」に改め、同表施行令第7条第1号に掲げる物件の項旗ざおの目祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの節及び幕(施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)の目祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの節中「37円」を「38円」に改める。

(君津市都市公園条例の一部改正)

第2条 君津市都市公園条例(昭和47年君津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2都市公園占用料の項競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物の目中「64円」を「66円」に、「使用料」を「占用料」に改める。

別表第3の1の表専用使用の項中

「

3, 240円	4, 320円	6, 480円	14, 040円
9, 720円	12, 960円	19, 440円	42, 120円
14, 580円	19, 440円	29, 160円	63, 180円
48, 600円	64, 800円	97, 200円	210, 600円
640円	860円	1, 290円	2, 800円
1, 940円	2, 590円	3, 880円	8, 420円
2, 910円	3, 880円	5, 830円	12, 630円
9, 720円	12, 960円	19, 440円	42, 120円
1, 620円	2, 160円	3, 240円	7, 020円

を

1, 290円	1, 720円	2, 590円	5, 610円
3, 880円	5, 180円	7, 770円	16, 840円
5, 830円	7, 770円	11, 660円	25, 270円
19, 440円	25, 920円	38, 880円	84, 240円
320円	430円	640円	1, 400円
1, 620円	2, 160円	3, 240円	7, 020円

」

「

3, 300円	4, 400円	6, 600円	14, 300円
9, 900円	13, 200円	19, 800円	42, 900円
14, 850円	19, 800円	29, 700円	64, 350円
49, 500円	66, 000円	99, 000円	214, 500円
660円	880円	1, 320円	2, 860円
1, 980円	2, 640円	3, 960円	8, 580円
2, 970円	3, 960円	5, 940円	12, 870円
9, 900円	13, 200円	19, 800円	42, 900円
1, 650円	2, 200円	3, 300円	7, 150円
1, 320円	1, 760円	2, 640円	5, 720円
3, 960円	5, 280円	7, 920円	17, 160円
5, 940円	7, 920円	11, 880円	25, 740円
19, 800円	26, 400円	39, 600円	85, 800円
330円	440円	660円	1, 430円
1, 650円	2, 200円	3, 300円	7, 150円

に改

」

め、同表個人使用の項中「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改め、同表附属設備使用の項移動ステージの目中「2, 160円」を「2, 200円」に改め、同項ピアノの目中「3, 240円」を「3, 300円」に改め、同項16ミリ映写機の目中「2, 160円」を「2, 200円」に改め、同項放送設備の目中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表第3の2の表水泳場の項大人（高校生以上）の目中「430円」を「440円」に改め、同項小人（小・中学生）の目中「210円」を「220円」に改め、同表卓球場の項中「100円」を「110円」に改める。

別表第3の3の表中

「

540円	1,080円	1,620円	2,700円	
320円	640円	1,080円	1,720円	
210円	430円	640円	1,080円	
430円	640円	860円	1,510円	1,620円
320円	480円	640円	1,130円	1,240円
210円	320円	430円	750円	810円
640円	970円	1,290円	2,260円	2,430円
480円	720円	970円	1,700円	1,850円
320円	480円	640円	1,130円	1,240円
2時間以内	2,700円		10,800円	5,400円
1人1日につき 100円				

」

を

「

550円	1,100円	1,650円	2,750円	
330円	660円	1,100円	1,760円	
220円	440円	660円	1,100円	

440円	660円	880円	1,540円	/	1,650円
330円	490円	660円	1,150円		1,260円
220円	330円	440円	770円		820円
660円	990円	1,320円	2,310円		2,470円
490円	730円	990円	1,730円		1,890円
330円	490円	660円	1,150円		1,260円
2時間以内 2,750円			11,000円	5,500円	/
1人1日につき 110円					

」

に改める。

別表第3の4の表中

「

540円	1,080円	1,620円	2,160円	/
320円	640円	1,080円	1,620円	
210円	430円	640円	860円	
2時間以内 2,700円			10,800円	5,400円
1人1日につき 100円				

」

を

「

550円	1,100円	1,650円	2,200円	/
330円	660円	1,100円	1,650円	
220円	440円	660円	880円	
2時間以内 2,750円			11,000円	5,500円

1人1日につき 110円

」

に改め、同表野外ステージの項中「320円」を「330円」に改める。

(君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例(昭和49年君津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4条第1項第4号に規定するものの項祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの目中「64円」を「66円」に、「占用料」を「使用料」に改める。

(君津市行政財産使用料条例の一部改正)

第4条 君津市行政財産使用料条例(昭和51年君津市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 君津市駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和53年君津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表普通利用料金の項中「250円」を「260円」に、「300円」を「310円」に、「460円」を「470円」に、「510円」を「520円」に改め、同表定期利用料金の項中「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「5,190円」を「5,280円」に、「12,960円」を「13,200円」に改める。

(君津市国保診療所に関する条例の一部改正)

第6条 君津市国保診療所に関する条例(昭和55年君津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表中

「	1,620円	「	1,650円
	2,160円		2,200円
	3,240円		3,300円
	5,400円	を	5,500円

に、

4, 320円
2, 160円
540円

4, 400円
2, 200円
550円

「100分の108」を「100分の110」に改め、同表死体検案料（車賃を除く。）の項中「5, 400円」を「5, 500円」に改める。

（君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成2年君津市条例第3号）

の一部を次のように改正する。

「

11, 880円	5, 940円	11, 880円	17, 820円
21, 600円	10, 800円	21, 600円	32, 400円
28, 080円	14, 040円	28, 080円	42, 120円
55, 080円	27, 540円	55, 080円	82, 620円
14, 040円	7, 020円	14, 040円	21, 060円
25, 920円	12, 960円	25, 920円	38, 880円
33, 480円	16, 740円	33, 480円	50, 220円
65, 880円	32, 940円	65, 880円	98, 820円
7, 560円	3, 780円	7, 560円	11, 340円
14, 040円	7, 020円	14, 040円	21, 060円

別表第1中

を

円		円	円
18,360	9,180円	18,360	27,540
円		円	円
35,640	17,820円	35,640	53,460
円	円	円	円
8,640円	4,320円	8,640円	12,960
			円
17,280	8,640円	17,280	25,920
円		円	円
21,600	10,800円	21,600	32,400
円	円	円	円
43,200	21,600円	43,200	64,800
円	円	円	円

」

「

12,100	6,050円	12,100	18,150
円		円	円
22,000	11,000円	22,000	33,000
円	円	円	円
28,600	14,300円	28,600	42,900
円	円	円	円
56,100	28,050円	56,100	84,150
円	円	円	円
14,300	7,150円	14,300	21,450
円		円	円
26,400	13,200円	26,400	39,600
円	円	円	円
34,100	17,050円	34,100	51,150
円	円	円	円

67,100 円	33,550 円	67,100 円	100,650 円
7,700円	3,850円	7,700円	11,550 円
14,300 円	7,150円	14,300 円	21,450 円
18,700 円	9,350円	18,700 円	28,050 円
36,300 円	18,150 円	36,300 円	54,450 円
8,800円	4,400円	8,800円	13,200 円
17,600 円	8,800円	17,600 円	26,400 円
22,000 円	11,000 円	22,000 円	33,000 円
44,000 円	22,000 円	44,000 円	66,000 円

に改める。

」

「

1,620円
1,940円
2,370円
5,400円
640円
750円
860円
2,050円
1,080円

別表第2中

「

1,650円
1,980円
2,420円
5,500円
660円
770円
880円
2,090円
1,100円

を

に

1, 290円	1, 320円
1, 510円	1, 540円
3, 450円	3, 520円
540円	550円
640円	660円
750円	770円
1, 720円	1, 760円
2, 700円	2, 750円

改める。

(君津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 君津市立公園の設置及び管理に関する条例(平成5年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3 有料公園施設の項中	「	3, 240円	「	3, 300円
		2, 160円		2, 200円
		540円	を	550円
		540円		550円
		320円		330円
		540円		550円
	」		」	

に改める。

別表第4 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物の項中「64円」を「66円」に改める。

(君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例(平成6年君津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「640円」を「660円」に改める。

「	5, 400円	」
---	---------	---

第21条の表中

10,800円
5,400円
2,700円

を

「

5,500円
11,000円
5,500円
2,750円

に改める。

」

(君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成6年君津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表君津駅北口自転車駐車場の項自転車の目定期利用の節中

「

520円	260円
2,980円	1,480円
5,660円	2,830円

を

「

530円	260円
3,040円	1,510円
5,760円	2,880円

」

」

に改め、同項原動機付自転車及び普通自動二輪車の目定期利用の節中

「

780円	410円
4,470円	2,390円
8,490円	4,520円

を

「

800円	420円
4,560円	2,430円
8,650円	4,610円

」

」

に改め、同表君津駅南口自転車駐車場の項自転車の目定期利用の節中

「

1,670円	830円
9,560円	4,780円
18,110円	9,050円
1,360円	680円

「

1,700円	850円
9,730円	4,860円
18,450円	9,220円
1,380円	690円

7,780円	3,890円
14,740円	7,360円
520円	260円
2,980円	1,480円
5,660円	2,830円

を

7,920円	3,960円
15,010円	7,490円
530円	260円
3,040円	1,510円
5,760円	2,880円

」

」

に改め、同項原動機付自転車及び普通自動二輪車の目中

「

2,410円	1,200円
13,740円	6,860円
26,050円	13,020円
200円	200円

を

「

2,450円	1,220円
14,000円	6,990円
26,530円	13,260円
210円	210円

」

」

に改める。

(君津市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第11条 君津市法定外公共物の管理に関する条例(平成13年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表露店、商品置場その他これらに類する施設の項祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの目中「64円」を「66円」に改め、同表旗ざおの項祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの目及び幕(工事用施設であるものを除く。)の項祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの目中「37円」を「38円」に改める。

(君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成14年君津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例(平成15年君津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表普通利用料金の項中「510円」を「520円」に改め、同表定期利用料金の項中「5,140円」を「5,230円」に改める。

(君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成15年君津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

別表の2の表中「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考4中「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(君津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の君津市道路占用料条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

(君津市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の君津市都市公園条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の君津市都市公園条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金について適用し、同日前に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

(君津市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の君津市行政財産使用料条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

(君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第5条の規定による改正後の君津市駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金について適用し、同日前に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(君津市国保診療所に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第6条の規定による改正後の君津市国保診療所に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料等について適用し、同日前の納期に係る使用料等については、なお従前の例による。

(君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第7条の規定による改正後の君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る基本利用料金について適用し、同日前に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る基本利用料金については、なお従前の例による。

2 第7条の規定による改正後の君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る割増利用料金及び超過利用料金について適用し、同日前の使用に係る割増利用料金及び超過利用料金については、なお従前の例による。

(君津市立公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 第8条の規定による改正後の君津市立公園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金について適用し、同日前に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

2 第8条の規定による改正後の君津市立公園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

(君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第9条の規定による改正後の君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る一時使用料及び管理手数料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る一時使用料及び管理手数料については、なお従前の例による。

(君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第10条の規定による改正後の君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金について適用し、同日前に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(君津市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第11条の規定による改正後の君津市法定外公共物の管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

(君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第12条の規定による改正後の君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して排除している排水施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月31日後である排水施設の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定された日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第13条の規定による改正後の君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金について適用し、同日前に利用許可を受けた者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第14条の規定による改正後の君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金について適用し、同日前に使用許可を受けた者の当該使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

君津市道路占用料条例等新旧対照表

改正案					現 行				
第1条による改正 君津市道路占用料条例					別表(第2条)				
別表(第2条)					別表(第2条)				
区分		占用料			区分		占用料		
		単位	金額				単位	金額	
省略					省略				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	66円 (使用期間が1月以上の占用料については、60円)	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	64円 (使用期間が1月以上の占用料については、60円)
省略					省略				
施行令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	38円 (使用期間が1月以上の占用料については、35円)	施行令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	37円 (使用期間が1月以上の占用料については、35円)
省略					省略				
幕(施行令第7条第2号)	祭礼、縁日等に際し、一時的に	その面積1平方メートルにつき	1日	38円 (使用期	幕(施行令第7条第2号)	祭礼、縁日等に際し、一時的に	その面積1平方メートルにつき	1日	37円 (使用期

	に掲げる工事用施設であるものを除く。)	設けるもの	つき	間が1月以上の占有料については、35円)
		省略		
	省略			
省略				

備考 省略

第2条による改正 君津市都市公園条例

別表第2 (第12条)

区分		単位	金額
省略			
都市公園占有料	省略		
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき	66円(使用期間が1月以上の占有料については、60円)
省略			

備考 省略

別表第3 (第12条、第30条第2項)

1 市民体育館使用料

	に掲げる工事用施設であるものを除く。)	設けるもの	つき	間が1月以上の占有料については、35円)
		省略		
	省略			
省略				

備考 省略

別表第2 (第12条)

区分		単位	金額
省略			
都市公園占有料	省略		
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき	64円(使用期間が1月以上の使用料については、60円)
省略			

備考 省略

別表第3 (第12条、第30条第2項)

1 市民体育館使用料

使用区分		時間区分	午前 9 時	午後 1 時	午後 6 時	午前 9 時
			から正午 まで	から午後 5 時まで	から午後 9 時まで	から午後 9 時まで
専主 用体 使育 用室	営利を目的 としない 場合	入場料を	3,300	4,400	6,600	14,300
		徴収しな い場合	円	円	円	円
	入場料を 徴収する 場合	入場料を	9,900	13,200	19,800	42,900
		徴収する 場合	円	円	円	円
	営利を目的 とするとき	入場料を	14,850	19,800	29,700	64,350
		徴収しな い場合	円	円	円	円
入場料を 徴収する 場合	入場料を	49,500	66,000	99,000	214,500	
	徴収する 場合	円	円	円	円	
小 体 育 室	営利を目的 としない 場合	入場料を	660円	880円	1,320円	2,860円
		徴収しな い場合			円	円
	入場料を 徴収する 場合	入場料を	1,980	2,640	3,960	8,580
		徴収する 場合	円	円	円	円
	営利を目的 とするとき	入場料を	2,970	3,960	5,940	12,870
		徴収しな い場合	円	円	円	円
入場料を 徴収する 場合	入場料を	9,900	13,200	19,800	42,900	
	徴収する 場合	円	円	円	円	

使用区分		時間区分	午前 9 時	午後 1 時	午後 6 時	午前 9 時
			から正午 まで	から午後 5 時まで	から午後 9 時まで	から午後 9 時まで
専主 用体 使育 用室	営利を目的 としない 場合	入場料を	3,240	4,320	6,480	14,040
		徴収しな い場合	円	円	円	円
	入場料を 徴収する 場合	入場料を	9,720	12,960	19,440	42,120
		徴収する 場合	円	円	円	円
	営利を目的 とするとき	入場料を	14,580	19,440	29,160	63,180
		徴収しな い場合	円	円	円	円
入場料を 徴収する 場合	入場料を	48,600	64,800	97,200	210,600	
	徴収する 場合	円	円	円	円	
小 体 育 室	営利を目的 としない 場合	入場料を	640円	860円	1,290円	2,800円
		徴収しな い場合			円	円
	入場料を 徴収する 場合	入場料を	1,940	2,590	3,880	8,420
		徴収する 場合	円	円	円	円
	営利を目的 とするとき	入場料を	2,910	3,880	5,830	12,630
		徴収しな い場合	円	円	円	円
入場料を 徴収する 場合	入場料を	9,720	12,960	19,440	42,120	
	徴収する 場合	円	円	円	円	

弓道場		1,650	2,200	3,300	7,150
		円	円	円	円
視聴覚室	営利を目的としないとき	1,320	1,760	2,640	5,720
	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円
室	入場料を徴収する場合	3,960	5,280	7,920	17,160
		円	円	円	円
営利を目的とするとき	入場料を徴収しない場合	5,940	7,920	11,880	25,740
	入場料を徴収する場合	19,800	26,400	39,600	85,800
		円	円	円	円
会議室	営利を目的としないとき	330	440	660	1,430
		円	円	円	円
室	営利を目的とするとき	1,650	2,200	3,300	7,150
		円	円	円	円
個人使用者	営利を目的としないとき	50	50	50	110
	小中学生1人1時間につき	円	円	円	円
用場	育室又は弓道場の一部を個人が使用する場合	省略			
	一般1人1時間につき	110	110	110	220
		円	円	円	円
附属	移動ステージ	1回につき 2,200円			
	ピアノ	1台につき 3,300円			

弓道場		1,620	2,160	3,240	7,020
		円	円	円	円
視聴覚室	営利を目的としないとき	1,290	1,720	2,590	5,610
	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円
室	入場料を徴収する場合	3,880	5,180	7,770	16,840
		円	円	円	円
営利を目的とするとき	入場料を徴収しない場合	5,830	7,770	11,660	25,270
	入場料を徴収する場合	19,440	25,920	38,880	84,240
		円	円	円	円
会議室	営利を目的としないとき	320	430	640	1,400
		円	円	円	円
室	営利を目的とするとき	1,620	2,160	3,240	7,020
		円	円	円	円
個人使用者	営利を目的としないとき	50	50	50	100
	小中学生1人1時間につき	円	円	円	円
用場	育室又は弓道場の一部を個人が使用する場合	省略			
	一般1人1時間につき	100	100	100	210
		円	円	円	円
附属	移動ステージ	1回につき 2,160円			
	ピアノ	1台につき 3,240円			

設備	16ミリ映写機	1式につき	2,200円
使用	放送設備	1式につき	1,100円
			省略

備考 省略

2 水泳場・卓球場使用料

使用区分		使用料
水泳場	大人（高校生以上）	440円
	小人（小・中学生）	220円
	省略	
卓球場	勤労青少年	1卓につき1時間 110円
	上記以外の者	1卓につき1時間 110円

備考 省略

3 野球場・庭球場・陸上競技場使用料

使用区分	時間等区分	2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日	午後6時から午後9時まで
		野球場	一般チーム	550円	1,100円	1,650円	2,750円
	学生チーム	330円	660円	1,100円	1,760円		
	小・中学生チーム	220円	440円	660円	1,100円		

設備	16ミリ映写機	1式につき	2,160円
使用	放送設備	1式につき	1,080円
			省略

備考 省略

2 水泳場・卓球場使用料

使用区分		使用料
水泳場	大人（高校生以上）	430円
	小人（小・中学生）	210円
	省略	
卓球場	勤労青少年	1卓につき1時間 100円
	上記以外の者	1卓につき1時間 100円

備考 省略

3 野球場・庭球場・陸上競技場使用料

使用区分	時間等区分	2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日	午後6時から午後9時まで
		野球場	一般チーム	540円	1,080円	1,620円	2,700円
	学生チーム	320円	640円	1,080円	1,720円		
	小・中学生チーム	210円	430円	640円	1,080円		

庭球場(内みのわ運動公園)	1 コ ト に つ き	一般	440	660	880	1,540	1,650	
			円	円	円	円		円
		学生	330	490	660	1,150		1,260
			円	円	円	円		円
庭球場(君津緩衝緑地)	1 コ ト に つ き	一般	660	990	1,320	2,310	2,470	
			円	円	円	円		円
		学生	490	730	990	1,730		1,890
			円	円	円	円		円
陸上競技場	練習以外の 使用	2時間以内	2,750		11,000	5,500	/	
			円		円	円		
		練習使用	1人1日につき 110円					

備考 省略

4 スポーツ広場・野外ステージ使用料

使用区分	時間等区分	2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日
		野球使用	一般チーム	550円	1,100円	
スポーツ広	野球使用	学生チーム	330円	660円	1,100円	1,650円
		小・中学生チーム	220円	440円	660円	880円

庭球場(内みのわ運動公園)	1 コ ト に つ き	一般	430	640	860	1,510	1,620	
			円	円	円	円		円
		学生	320	480	640	1,130		1,240
			円	円	円	円		円
庭球場(君津緩衝緑地)	1 コ ト に つ き	一般	640	970	1,290	2,260	2,430	
			円	円	円	円		円
		学生	480	720	970	1,700		1,850
			円	円	円	円		円
陸上競技場	練習以外の 使用	2時間以内	2,700		10,800	5,400	/	
			円		円	円		
		練習使用	1人1日につき 100円					

備考 省略

4 スポーツ広場・野外ステージ使用料

使用区分	時間等区分	2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日
		野球使用	一般チーム	540円	1,080円	
スポーツ広	野球使用	学生チーム	320円	640円	1,080円	1,620円
		小・中学生チーム	210円	430円	640円	860円

場	ム		円	円	円/
その他の使用	練習以外の使用	2時間以内	2,750円	11,000円	5,500円
	練習使用	1人1日につき	110円		
野外ステーション	1時間	330円			

備考 省略

第3条による改正 君津市こ線人道橋の設置及び管理に関する条例  
別表(第12条)

区分	使用料	
	単位	金額
省略		
第4条第1項第4号に規定するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき (使用期間が1月以上の使用料については、66円)
省略		
省略		

備考 省略

第4条による改正 君津市行政財産使用料条例

場	ム		円	円	円/
その他の使用	練習以外の使用	2時間以内	2,700円	10,800円	5,400円
	練習使用	1人1日につき	100円		
野外ステーション	1時間	320円			

備考 省略

別表(第12条)

区分	使用料	
	単位	金額
省略		
第4条第1項第4号に規定するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき (使用期間が1月以上の使用料については、64円)
省略		
省略		

備考 省略

(使用料)

第2条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途以外又は目的を妨げない限度において使用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 土地（従物を含む。）については、市長の評定した土地価格の1,000分の3以内で市長が定める額（使用期間が1月未満の使用料については、当該額に100分の110を乗じて得た額）
  - (2) 建物（従物を含む。）については、市長の評定した建物価格の1,000分の5以内で市長が定める額に100分の110を乗じて得た額
  - (3) 省略
- 2～4 省略

第5条による改正 君津市駐車場の設置及び管理に関する条例

別表（第10条第2項）

区分	単位		金額
普通利用料金	1 供用日内 で1台1回 の駐車につ き	省略	
		2時間を超え2時間30分まで	<u>260円</u>
		2時間30分を超え3時間まで	<u>310円</u>
		省略	
		4時間を超え4時間30分まで	<u>470円</u>
		4時間30分を超える場合	<u>520円</u>
定期利用料金	1台につき	通学用自動車	1月 <u>4,400円</u> 3月 <u>11,000円</u>

(使用料)

第2条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産をその本来の用途以外又は目的を妨げない限度において使用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 土地（従物を含む。）については、市長の評定した土地価格の1,000分の3以内で市長が定める額（使用期間が1月未満の使用料については、当該額に100分の108を乗じて得た額）
  - (2) 建物（従物を含む。）については、市長の評定した建物価格の1,000分の5以内で市長が定める額に100分の108を乗じて得た額
  - (3) 省略
- 2～4 省略

別表（第10条第2項）

区分	単位		金額
普通利用料金	1 供用日内 で1台1回 の駐車につ き	省略	
		2時間を超え2時間30分まで	<u>250円</u>
		2時間30分を超え3時間まで	<u>300円</u>
		省略	
		4時間を超え4時間30分まで	<u>460円</u>
		4時間30分を超える場合	<u>510円</u>
定期利用料金	1台につき	通学用自動車	1月 <u>4,320円</u> 3月 <u>10,800円</u>

			円
	上記以外のもの	1月	5,280円
		3月	13,200円
			円

第6条による改正 君津市国保診療所に関する条例

(使用料等)

第5条 省略

2 前項の規定により使用料等（別表に定めるものを除く。）を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料等の額は、前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表（第5条）

区分		単位	金額
省略			
文 書 料	普通診断書	1通につき	1,650円
	特死亡診断書（死体検案書を含む。）	1通につき	2,200円
	な自動車損害賠償責任	1通につき	3,300円
	診保険診断書		
	断内容が複雑なもの	1通につき	5,500円
書内容が複雑でないもの	1通につき	4,400円	
証明書	証明内容が複雑なもの	1通につき	2,200円

			円
	上記以外のもの	1月	5,190円
		3月	12,960円
			円

(使用料等)

第5条 省略

2 前項の規定により使用料等（別表に定めるものを除く。）を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料等の額は、前項の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表（第5条）

区分		単位	金額
省略			
文 書 料	普通診断書	1通につき	1,620円
	特死亡診断書（死体検案書を含む。）	1通につき	2,160円
	な自動車損害賠償責任	1通につき	3,240円
	診保険診断書		
	断内容が複雑なもの	1通につき	5,400円
書内容が複雑でないもの	1通につき	4,320円	
証明書	証明内容が複雑なもの	1通につき	2,160円

	証明内容が複雑でないもの	1通につき	550円
健康診断料 身体検査料		算定基準により算定した額（1点単価10円として計算する。）に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）	
死体検案料 （車賃を除く。）		1件につき	5,500円

	証明内容が複雑でないもの	1通につき	540円
健康診断料 身体検査料		算定基準により算定した額（1点単価10円として計算する。）に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）	
死体検案料 （車賃を除く。）		1件につき	5,400円

第7条による改正 君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例  
別表第1（第10条第2項）

ホール利用料金

区分			利用料金			
			基本利用料金	割増利用料金		
入場料徴収の場合				1,000円未満	1,000円以上 3,000円未満	3,000円以上
大ホール	平日	9:00～12:00	12,100円	6,050円	12,100円	18,150円
		13:00～17:00	22,000円	11,000円	22,000円	33,000円

別表第1（第10条第2項）

ホール利用料金

区分			利用料金			
			基本利用料金	割増利用料金		
入場料徴収の場合				1,000円未満	1,000円以上 3,000円未満	3,000円以上
大ホール	平日	9:00～12:00	11,880円	5,940円	11,880円	17,820円
		13:00～17:00	21,600円	10,800円	21,600円	32,400円

		18:00~	28,600	14,300	28,600	42,900
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	56,100	28,050	56,100	84,150
		21:30	円	円	円	円
	土曜日	9:00~	14,300	7,150	14,300	21,450
	日曜日	12:00	円	円	円	円
	休日	13:00~	26,400	13,200	26,400	39,600
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	34,100	17,050	34,100	51,150
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	67,100	33,550	67,100	100,650
		21:30	円	円	円	円
中ホ	平日	9:00~	7,700	3,850	7,700	11,550
ール		12:00	円	円	円	円
		13:00~	14,300	7,150	14,300	21,450
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	18,700	9,350	18,700	28,050
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	36,300	18,150	36,300	54,450
		21:30	円	円	円	円
	土曜日	9:00~	8,800	4,400	8,800	13,200
	日曜日	12:00	円	円	円	円
	休日	13:00~	17,600	8,800	17,600	26,400
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	22,000	11,000	22,000	33,000
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	44,000	22,000	44,000	66,000

		18:00~	28,080	14,040	28,080	42,120
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	55,080	27,540	55,080	82,620
		21:30	円	円	円	円
	土曜日	9:00~	14,040	7,020	14,040	21,060
	日曜日	12:00	円	円	円	円
	休日	13:00~	25,920	12,960	25,920	38,880
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	33,480	16,740	33,480	50,220
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	65,880	32,940	65,880	98,820
		21:30	円	円	円	円
中ホ	平日	9:00~	7,560	3,780	7,560	11,340
ール		12:00	円	円	円	円
		13:00~	14,040	7,020	14,040	21,060
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	18,360	9,180	18,360	27,540
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	35,640	17,820	35,640	53,460
		21:30	円	円	円	円
	土曜日	9:00~	8,640	4,320	8,640	12,960
	日曜日	12:00	円	円	円	円
	休日	13:00~	17,280	8,640	17,280	25,920
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	21,600	10,800	21,600	32,400
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	43,200	21,600	43,200	64,800

21:30 円 円 円 円

備考 省略

別表第2（第10条第2項）

リハーサル室・会議室等利用料金

区分		利用料金
施設	時間	基本利用料金
リハーサル室	9:00～12:00	1,650円
	13:00～17:00	1,980円
	18:00～21:30	2,420円
	9:00～21:30	5,500円
練習室	9:00～12:00	660円
	13:00～17:00	770円
	18:00～21:30	880円
	9:00～21:30	2,090円
会議室	9:00～12:00	1,100円
	13:00～17:00	1,320円
	18:00～21:30	1,540円
	9:00～21:30	3,520円
和室	9:00～12:00	550円
	13:00～17:00	660円
	18:00～21:30	770円
	9:00～21:30	1,760円
ギャラリー	9:00～21:30	2,750円

備考 省略

21:30 円 円 円 円

備考 省略

別表第2（第10条第2項）

リハーサル室・会議室等利用料金

区分		利用料金
施設	時間	基本利用料金
リハーサル室	9:00～12:00	1,620円
	13:00～17:00	1,940円
	18:00～21:30	2,370円
	9:00～21:30	5,400円
練習室	9:00～12:00	640円
	13:00～17:00	750円
	18:00～21:30	860円
	9:00～21:30	2,050円
会議室	9:00～12:00	1,080円
	13:00～17:00	1,290円
	18:00～21:30	1,510円
	9:00～21:30	3,450円
和室	9:00～12:00	540円
	13:00～17:00	640円
	18:00～21:30	750円
	9:00～21:30	1,720円
ギャラリー	9:00～21:30	2,700円

備考 省略

第8条による改正 君津市立公園の設置及び管理に関する条例

別表第3 (第12条第1項、第23条第2項)

使用料

区分	単位	金額
省略		
有料公	オートキャンプサイト	1区画1泊につき
園施設	デイキャンプサイト	1区画1日につき
	貸テント	1張1泊につき
	炊事用品	一式1泊につき
	毛布	1枚1泊につき
	ランタン	1基1泊につき(電池別)
	コインシャワー	省略

別表第4 (第12条第1項)

占用料

区分	単位	金額
省略		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき	66円(占用期間が1月以上の占用料については60円)
省略		

備考 省略

第9条による改正 君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例

別表第3 (第12条第1項、第23条第2項)

使用料

区分	単位	金額
省略		
有料公	オートキャンプサイト	1区画1泊につき
園施設	デイキャンプサイト	1区画1日につき
	貸テント	1張1泊につき
	炊事用品	一式1泊につき
	毛布	1枚1泊につき
	ランタン	1基1泊につき(電池別)
	コインシャワー	省略

別表第4 (第12条第1項)

占用料

区分	単位	金額
省略		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1日につき	64円(占用期間が1月以上の占用料については60円)
省略		

備考 省略

(一時使用料)

第19条 市長は、墓碑等の建設を行うため、聖地公園を一時的に使用する者から1区画1工事当たり660円の一時使用料を徴収する。

2 省略

(管理手数料)

第21条 市長は、墓地区域内の共用施設及び附帯施設の維持管理に要する経費として使用者(合葬墓地の使用者を除く。)から次に定める管理手数料を徴収する。

墓地の種類	管理手数料(年額)
普通墓地(4平方メートル)	<u>5,500円</u>
〃(8平方メートル)	<u>11,000円</u>
芝生墓地	<u>5,500円</u>
壁墓地	<u>2,750円</u>

第10条による改正 君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

別表(第10条第2項)

君津駅北口自転車	区分		利用単位	金額	
				一般	学生
	自転車	定期利用	1月	<u>530円</u>	260円
				6月	<u>3,040円</u>
			12月	<u>5,760円</u>	<u>2,880円</u>
				<u>円</u>	<u>円</u>

(一時使用料)

第19条 市長は、墓碑等の建設を行うため、聖地公園を一時的に使用する者から1区画1工事当たり640円の一時使用料を徴収する。

2 省略

(管理手数料)

第21条 市長は、墓地区域内の共用施設及び附帯施設の維持管理に要する経費として使用者(合葬墓地の使用者を除く。)から次に定める管理手数料を徴収する。

墓地の種類	管理手数料(年額)
普通墓地(4平方メートル)	<u>5,400円</u>
〃(8平方メートル)	<u>10,800円</u>
芝生墓地	<u>5,400円</u>
壁墓地	<u>2,700円</u>

別表(第10条第2項)

君津駅北口自転車	区分		利用単位	金額	
				一般	学生
	自転車	定期利用	1月	<u>520円</u>	260円
				6月	<u>2,980円</u>
			12月	<u>5,660円</u>	<u>2,830円</u>
				<u>円</u>	<u>円</u>

車 駐 車 場	原動機付自転車及び普通自動二輪車	一時利用		省略		
		定期利用	1月	800円	420円	
			6月	4,560円	2,430円	
12月	8,650円	4,610円				
		一時利用		省略		
君 津 駅 南 口 自 転 車 駐 車 場	自転車	定期利用	1階	1月	1,700円	850円
				6月	9,730円	4,860円
			12月	18,450円	9,220円	
			2階	1月	1,380円	690円
				6月	7,920円	3,960円
			12月	15,010円	7,490円	
			屋上	1月	530円	260円
		6月		3,040円	1,510円	
		12月	5,760円	2,880円		
				一時利用		省略
原動機付自転車及		定期利用	1月	2,450円	1,220円	

車 駐 車 場	原動機付自転車及び普通自動二輪車	一時利用		省略		
		定期利用	1月	780円	410円	
			6月	4,470円	2,390円	
12月	8,490円	4,520円				
		一時利用		省略		
君 津 駅 南 口 自 転 車 駐 車 場	自転車	定期利用	1階	1月	1,670円	830円
				6月	9,560円	4,780円
			12月	18,110円	9,050円	
			2階	1月	1,360円	680円
				6月	7,780円	3,890円
			12月	14,740円	7,360円	
			屋上	1月	520円	260円
		6月		2,980円	1,480円	
		12月	5,660円	2,830円		
				一時利用		省略
原動機付自転車及		定期利用	1月	2,410円	1,200円	

び普通自動二輪車			円	円
	6月	14,000	6,990	
			円	円
	12月	26,530	13,260	
		円	円	
一時利用	1回	210円	210円	

備考 省略

第11条による改正 君津市法定外公共物の管理に関する条例

別表(第14条)

1 土地占用料

区分		単位	金額
省略			
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	66円(使用期間が1月以上の場合にあつては、60円)
			省略
省略			
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	38円(使用期間が1月以上の場合にあつては、35円)
			省略

び普通自動二輪車			円	円
	6月	13,740	6,860	
			円	円
	12月	26,050	13,020	
		円	円	
一時利用	1回	200円	200円	

備考 省略

別表(第14条)

1 土地占用料

区分		単位	金額
省略			
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	64円(使用期間が1月以上の場合にあつては、60円)
			省略
省略			
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	37円(使用期間が1月以上の場合にあつては、35円)
			省略

幕（工事用施設で祭礼、縁日等に際し、その面積1平方メートル1日につき38円（使用期間が1月以上の場合にあつては、35円）	あるものを除く。）	一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	38円（使用期間が1月以上の場合にあつては、35円）
	省略			
省略				

第12条による改正 君津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

（使用料の算定方法）

第20条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 省略

第13条による改正 君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例

別表（第11条第2項）

区分	金額
普通利用料金	1日以内で1台1回の駐車につき <u>520円</u>
定期利用料金	1月1台の駐車につき <u>5,230円</u>

備考 省略

幕（工事用施設で祭礼、縁日等に際し、その面積1平方メートル1日につき37円（使用期間が1月以上の場合にあつては、35円）	あるものを除く。）	一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	37円（使用期間が1月以上の場合にあつては、35円）
	省略			
省略				

（使用料の算定方法）

第20条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 省略

別表（第11条第2項）

区分	金額
普通利用料金	1日以内で1台1回の駐車につき <u>510円</u>
定期利用料金	1月1台の駐車につき <u>5,140円</u>

備考 省略

第14条による改正 君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理  
に関する条例

別表（第11条第2項）

1 専用使用

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで（ただし、日曜日及び祝日は午後7時まで）
会議室等	会議室	1,040円	1,040円	1,040円
	特別会議室	1,570円	1,570円	1,570円
	研修室	2,090円	2,090円	2,090円
	教養文化室	1,040円	1,040円	1,040円
フィットネススタジオ	2時間まで <u>2,090円</u>			

備考 省略

2 個人使用

区分	金額
トレーニングルーム	<u>830円</u>
フィットネススタジオ	<u>1,040円</u>
サウナルーム	<u>310円</u>

備考

1～3 省略

4 公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登

別表（第11条第2項）

1 専用使用

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで（ただし、日曜日及び祝日は午後7時まで）
会議室等	会議室	1,020円	1,020円	1,020円
	特別会議室	1,540円	1,540円	1,540円
	研修室	2,050円	2,050円	2,050円
	教養文化室	1,020円	1,020円	1,020円
フィットネススタジオ	2時間まで <u>2,050円</u>			

備考 省略

2 個人使用

区分	金額
トレーニングルーム	<u>820円</u>
フィットネススタジオ	<u>1,020円</u>
サウナルーム	<u>300円</u>

備考

1～3 省略

4 公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登

録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用する時の利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額1,570円を上限とする。

5 省略

録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用する時の利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額1,540円を上限とする。

5 省略